

道の駅あやま及び周辺公共施設敷地におけるエリアマネジメント事業に係る公募型プロポーザル

・事前質問および回答

更新日：令和5年10月31日

該当箇所	質問内容（簡潔に記入すること）	回答
実施要項 事業概要（3）	阿山ふるさとの森公園の資料館については1年以内に解体撤去とありますが、解体事業者やその方法に制限はありますか？また、選定事業者の選定に複数業者の相見積もりは必要ですか？	<p>当事業に係り実施する施設の解体工事等については事業者にて実施していただくため、解体事業者選定にあたって複数事業者の相見積もり等を取得いただく必要及び解体事業者や実施方法等に制限はございません。</p> <p>ただし、解体工事等については実施要項13、契約(8)に記載した遵守事項及び関係法令等を遵守したうえで実施してください。</p>
阿山ふるさとの森公園	公園全体をリニューアルもしくは完全状態変更をする際に、市のイメージや再構築する制約等がありますか？	<p>阿山ふるさとの森公園の利活用の際に市が指定するイメージ等はございません。</p> <p>ただし、実施要項 13、契約(5)運用条件における留意事項クに記載した事項に配慮した利活用であることを求めます。</p> <p>阿山ふるさとの森公園の敷地については伊賀市の適正な土地利用に関する条例において「保全区域」に指定されているため、現用途と異なる用途にて利活用しようとする場合、条例に基づき特定開発行為の事務手続きを事前に実施していただく必要があります。</p>
道の駅あやま	<p>「道の駅あやま」の名称変更は可能ですか？</p> <p>また、施設解体及び再構築の費用予算と採算性に問題がある場合に別事業体へ委譲または一部再委託は可能ですか？</p>	<p>国土交通省の登録名称である「道の駅あやま」については継続していただく必要がございますが、副題や愛称等の追加は可能です。ただし、愛称等の追加変更に伴う各種関係団体への変更手続きおよびその費用については事業者負担となります。</p> <p>原則として、事業実施主体は提案時のグループ企業に限るため、別事業体への委譲、一部再委託は不可とします。（実施要件 ウ）</p> <p>ただし、余剰となる敷地についてはサブリースが可能であり、転貸借契約による賃料は事業者の収入としていただけます。</p>
実施要項 事業概要（4）エ	現従業員の雇用継続及び現テナント契約継続について交渉の場を設けることとありますが、完全白紙の状態での交渉でも構いませんか？再雇用また再契約も条件次第と考えます。	<p>現従業員および現テナント契約者との交渉については、優先交渉権者となった事業者より一定の条件を提示したうえで、誠意をもって交渉に臨んでください。</p>